

# 府有建築物の耐震化の取り組みについて（概要）

## (1) 対象施設

(H28.3.31 現在)

特定建築物及び準特定建築物<sup>1</sup>（5,170 棟）のうち、  
 現行の建築基準法と同等の耐震性能に満たない施設（730 棟）

※ 特定建築物及び準特定建築物以外の施設については、日常の維持補修の中で必要に応じ耐震化対策を行う。

## (2) 目標

■ 期間 平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間

■ 耐震化率 90%以上

ただし、下記建築物は100%

- ・災害時に重要な機能を果たす建築物
- ・府立学校
- ・避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物

## (3) 進め方

■ 長期的な活用を図る建築物

⇒耐震改修

■ 老朽化や機能面等から長期的な活用が難しい建築物

⇒複数施設の合築・集約化の検討を行い、建替え等による耐震化

## (4) 耐震化率

建物用途	総棟数	耐震性能区分 A	耐震性能区分 B, C, D	耐震化率 %
	∞	∞	∞	∞ / ∞
ア 災害時に重要な機能を果たす建築物 (対象施設) 本庁舎、府民センター、警察施設、病院、保健所、避難所(府立学校等)等	360	357	3	99.2
イ 府立学校(避難所を除く) (対象施設) 府立高校、府立支援学校	1,171	1,171	0	100.0
ウ 府営住宅 (対象施設) 高層住宅、中層住宅等	3,436 (127,827戸)	2,734 (104,940戸)	702 (22,911戸)	79.6 (82.1)
エ その他の一般建築物 (対象施設) 府税事務所、福祉・青少年施設、公園施設、警察待機倉庫等 (未測所棟数)	203	178	25	87.7
府有建築物全体	5,170	4,440	730	85.9

耐震性能区分A：耐震性能を満たすもの

耐震性能区分B、C、D（府営住宅のみ）：耐震性能を満たさないもの

※1 区分の詳細は「府有建築物の耐震性能と危険度」の各リンク先を参照してください。

※2 棟数は、建築物の新築・用途廃止・用途変更・建替・耐震改修等により、毎年変動します。

1 準特定建築物

特定建築物以外で、下記条件を満たす施設

ア 災害時に重要な機能を果たす建築物：規模関係なく全て

イ 府立学校：非木造2階以上又は200㎡以上

ウ 府営住宅：住棟

エ その他の一般建築物：福祉施設や青少年施設等、特定建築物と準じると

判断される建築物で、原則2階以上かつ200㎡以上